

政治資金規正法施行令・施行規則等の改正案の概要

令和9年1月の政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の一部の施行に当たってのシステム改修等に伴い、写しの交付・閲覧の対象となる収支報告書等が電磁的記録である場合に対応する規定を整備する等所要の改正を行う。

1. 主な改正内容

（１）政治資金規正法施行令の改正

写しの交付の対象となる収支報告書等が電磁的記録である場合について、

- ・ 写しの交付の方法（第18条関係。※1）
- ・ 総務大臣に対して請求された写しの交付に係る手数料の額（第19条関係）を定める等、所要の規定を整備する（※2）。

〔※1 ①用紙に出力したものの交付、②光ディスク（CD又はDVD）に複製したものの交付、又は③電子情報処理組織を使用しての交付〕

〔※2 政党助成法施行令においても同様の改正を行う。〕

（２）政治資金規正法施行規則の改正

- ・ 閲覧の対象となる収支報告書等が電磁的記録である場合について、総務大臣に対して請求された閲覧の方法（用紙への出力又は映像面への表示）を定める（第35条関係。※3）
- ・ 収支報告書に係るデータベースにおいて提供する情報として、収支報告書様式（別記第14号様式）に記載された事項等を規定する（第34条関係）等、所要の規定を整備する。

〔※3 政党助成法施行規則においても同様の改正を行う。〕

2. 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月 ：改正政省令公布

令和9年1月1日 ：改正政省令施行